

## よくある質問（施設等利用給付認定）

### ・預かり保育、認可外保育施設共通

Q. 姫路市民ですが姫路市外の認可外保育施設を利用しています。無償化の対象になりますか。

A. 市外の施設を利用している場合でも無償化の要件を満たしている場合は無償化の対象となります。  
なお、申請等の手続は居住する自治体（姫路市）に行うことになります。

Q. 施設等利用費の請求について時効はありますか。

A. 2年以内に請求してください。

Q. 施設等利用給付認定を申請しました。認定通知はいつ発行されますか。

A. 姫路市が申請を受け付けた日から原則として30日以内にその結果を通知します。  
ただし制度開始時や新年度4月利用開始等の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、審査結果の通知を利用開始日の前日まで延期する場合があります。

Q. 利用しようとしている認可外保育施設等が無償化の対象施設かどうかを確認したい。

A. 無償化の対象となる認可外保育施設等とは、施設の所在地の市が無償化給付の対象確認を行ったものに限ります。市のホームページにて公表しておりますのでご確認ください。

Q. 認定を受けた後に届け出が必要なことはありますか。

A. 世帯の状況（氏名、住所、保護者（結婚・離婚等による変更）、電話番号）が、申請時の内容から変更になった場合は、変更届をこども保育課に提出してください（郵送可）。離婚により世帯状況が変更になる場合は変更後の住民票（世帯全員、本籍地、続柄記載）の添付が必要です。

また、結婚等により新たに保護者が増える場合や、現在の保護者の「保育を必要とする事由」が変更になる場合（当初就労で申請していたが、妊娠し産前休に入った）は、変更後の保育を必要とする事由を証明する添付資料を提出してください。

### ・預かり保育を利用している方

Q. 預かり保育を利用している場合はすべて無償化の対象になりますか。

A. 預かり保育を利用していても保育の必要性の認定を受けていない場合は、無償化の対象とはなりません。

Q. 保育の必要性が認定され、こども園の1号認定利用と預かり保育を利用していますが、これらの施設に加えて病児保育等を利用した場合、無償化の対象になりますか。

A. 利用しているこども園での預かり保育が教育時間を含めて8時間以上提供され、年間開所日数が200日以上の場合は、預かり保育以外の費用については、無償化の対象とはなりません。

Q. 利用している認定こども園では預かり保育が実施されていないので、認可外保育施設等を併用しています。施設等利用費請求書はどのようにして提出すればいいですか。

A. 直接、市役所のこども保育課まで提出してください。

#### ・認可外保育施設を利用（予定）している方

Q. 教育・保育給付認定第2号を取得して認可保育所の利用を希望し、入所保留となりました。認可外保育施設を利用しようと思いますが改めて施設等利用給付認定申請が必要ですか。

A. 教育・保育給付第2・3号認定を取得している場合、施設等利用給付認定を受けたものと見なすことができますので、改めて施設等利用給付認定申請書を提出する必要はありません。みなし認定が必要な旨をこども保育課まで申し出てください。